

# フィナンシャルカウセリング研究会中間報告書

Financial Counseling Forum

2006年1月23日

フィナンシャルカウセリング研究会（FCF）

ファイナンシャルカウセリング研究会（FCF）委員等名簿

2006年1月現在

座長	杉江 雅彦	同志社大学名誉教授
副座長	新美 育文	明治大学法学部教授
顧問	早川 克巳	（財）日本消費者協会会長
第1分科会委員		
リーダー	野村 豊弘	学習院常務理事・学習院大学法科大学院教授
委員	高芝 利仁	弁護士
〃	玉本 雅子	（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長
〃	西ヶ谷葉子	（株）生活行動研究所所長
第2分科会委員		
リーダー	伊東 眞一	奈良県立大学地域創造学部教授
委員	加藤 政也	司法書士
〃	土田あつ子	（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所研究員
〃	照井 芳裕	八巻心理教育研究所主任研究員
〃	晝間 文彦	早稲田大学商学部教授
〃	御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
第3分科会委員		
リーダー	西村 隆男	横浜国立大学教育人間科学部教授
委員	有田 宏美	NPO 法人女性自立の会理事長
〃	伊藤 健一	（財）日本消費者協会総務部長補佐
〃	岡田ヒロミ	消費生活アドバイザー・東京地方裁判所民事調停委員
〃	葛西 光子	（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
〃	酒井 一郎	田園調布学園大学人間福祉学部教授
〃	舩津 桂江	福岡地方裁判所民事調停委員・司法委員・第一福祉大学講師

オブザーバー

市川 健太 金融庁監督局総務課金融会社室  
奈良井 功 金融庁監督局総務課金融会社室  
高野 昌博 金融庁監督局総務課金融会社室  
野崎 英司 金融庁総務企画局政策課  
坂下 豊幸 金融庁総務企画局政策課  
佐藤 達夫 経済産業省商務流通グループ取引信用課  
鈴木 幸浩 経済産業省商務流通グループ取引信用課  
(社)全国貸金業協会連合会  
(社)日本クレジット産業協会  
(社)全国信販協会  
(財)日本クレジットカウンセリング協会  
(社)日本社会福祉士会  
(株)生活行動研究所  
(株)日本スクールシステム機構

## 1. フィナンシャルカウセリング研究会（FCF）の趣旨と目的

大蔵省銀行局長（当時）の研究会「ノンバンクに関する懇談会」の提言（1997年5月）を受けて、1997年から1998年にかけて行われたカウセリング研究会の「中間報告」<sup>1</sup>、2003年“金銭問題を抱える消費者への救済基盤の拡大”を目的に、米国からアイオワ州立大学タヒラ K. ヒラ教授を迎えて開催した JCFA カウセリングフォーラム、金銭管理カウセリング活動等を通じ、関係機関や消費者団体などの諸団体から、JCFA（日本消費者金融協会）に対して、返済に困難をきたす消費者の救済や消費者への金銭教育のあり方などを検討する場を設けるべきという要望があった。これを受けて JCFA は、2004年10月、2年間の研究活動をするため、フィナンシャルカウセリング研究会（FCF：Financial Counseling Forum）を立ち上げた。

本研究会の目的としては、消費者救済のインフラづくりを目指し、日本の風土に合ったフィナンシャルカウセリング、消費者救済のためのネットワーク、消費者に対する金銭教育のあり方について研究することとした。

本報告書は、2年間の活動予定の研究会が、1年を経た中間地点で論点を整理し、広く関係諸団体、行政機関に対し活動状況を報告するものである。

なお、本研究会は3つのテーマに分けて分科会を構成し、議論を深めてきた。各分科会の研究課題は以下の通りである。

### 第1分科会

既存の相談機関（金銭管理および債務問題など）のネットワーク化とそのためインフラ整備、およびカウンセラー認定制度やADRについての研究

### 第2分科会

フィナンシャルカウセリング手法の研究、すなわちわが国に適した金銭管理技法と心理ケア技法の研究

### 第3分科会

消費者、とくに多重債務者を生み出さないための消費者への金銭教育のあり方についての研究

## 2. 各分科会のこれまでの開催テーマ

### 第1分科会

第1回（2004年10月4日）...分科会のテーマの確認と今後の論点について

第2回（2004年12月1日）...長崎県民信用組合にみる多重債務者再生

第3回（2005年2月3日）...岩手県消費者信用生活協同組合における消費者救済活動

第4回（2005年3月22日）...日本FP協会の活動と実際のFP相談活動内容について

第5回（2005年5月16日）...欧米におけるフィナンシャルカウセリング機関の概要

第6回（2005年7月12日）...中間報告に向けての意見交換

第7回（2005年9月7日）...論点整理に向けて

第 8 回 (2005 年 11 月 14 日) ... 米国視察報告と論点整理

第 9 回 (2005 年 12 月 12 日) ... 中間報告案の検討

## 第 2 分科会

第 1 回 (2004 年 10 月 4 日) ... 分科会のテーマの確認と今後の論点について

第 2 回 (2004 年 12 月 2 日) ... フィナンシャルカウンセリングの定義について

第 3 回 (2005 年 2 月 7 日) ... (社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会における相談業務の現状

第 4 回 (2005 年 4 月 4 日) ... 心理カウンセラーによる金銭管理カウンセリング手法

第 5 回 (2005 年 5 月 13 日) ... 司法書士と多重債務者の関わり方について

第 6 回 (2005 年 8 月 4 日) ... 金銭管理カウンセリングサービスの現場報告

第 7 回 (2005 年 9 月 7 日) ... 経済学者からみた借り過ぎ、個人破産の問題

第 8 回 (2005 年 10 月 27 日) ... 米国視察報告と中間報告に向けて

第 9 回 (2005 年 11 月 30 日) ... 中間報告案の検討

## 第 3 分科会

第 1 回 (2004 年 10 月 4 日) ... 分科会のテーマの確認と今後の論点について

第 2 回 (2004 年 11 月 29 日) ... 「日本の学校教育における金銭管理教育の現状」と「消費者教育が抱える問題点」

第 3 回 (2005 年 1 月 17 日) ... (社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会の学校出前教育

第 4 回 (2005 年 3 月 14 日) ... 「大学生に対する金銭教育の意識調査」と「NPO 法人女性自立の会相談事例について」

第 5 回 (2005 年 5 月 13 日) ... 裁判所データからみた多重債務者のプロフィール分析

第 6 回 (2005 年 7 月 1 日) ... 「高校公民科と金融教育の現状の現状」と「社会福祉士からみたホームレス問題」

第 7 回 (2005 年 8 月 29 日) ... 論点整理

第 8 回 (2005 年 10 月 21 日) ... 米国視察報告と中間報告に向けて

第 9 回 (2005 年 12 月 6 日) ... 中間報告案の検討

## ．第 1 分科会

### 1．わが国における多重債務者の相談機関の現状と課題

#### (1) わが国における多重債務者の相談機関の現状

わが国において、多重債務者の相談に対応している相談機関には、様々なものがみられる。その詳細については後述するので（3(1)参照）、ここでは、それらの全体像を示し、その問題点を指摘する。設立の主体についていえば、国や地方公共団体が設置している機関（消費生活センターなど）、弁護士・司法書士など広い意味での法曹団体が設置している機関（法律相談センターなど）、銀行・信販会社・貸金業者など消費者に信用を供与する事業者の団体が設置している機関（日本クレジットカウンセリング協会、貸金業協会、日本クレジット産業協会、金銭管理カウンセリングサービス）等がある。また、相談者に対してどのような対応をするかについていえば、単に情報を提供するにとどまる機関、家計の見直しを含めて金銭管理の助言をする機関、さらに、多重債務者のために債務の整理を行う機関など、相談機関の関与の程度も多様である。

#### (2) 問題点

ところで、多重債務者問題の解決については、一方で、消費者が容易に多重債務に陥ることのないように、消費者信用を供与する事業者に対する適切な規制、消費者に対する啓発・教育などの方策により、多重債務者が生ずることを未然に防止することが必要であり、他方で、多重債務者となった者が債務の返済計画・整理案を立て、それに従って生活の立て直しを図るために、多重債務者に適切な援助をすることが必要である。前述のように、現在、多重債務者の救済のために多くの相談機関が存在するが、必ずしも十分な効果を上げているとは言い難い。その原因には、様々なものがあるように思われる。

第 1 に、相談機関に関する情報が消費者はもちろん、相談機関相互の間でも伝わっていないことである。相談機関に相談を持ち込む消費者は、すでに多重債務に陥っていて、自己破産などによる債務の整理を行わざるを得ない消費者とは限らない。まだ債務を弁済する資力はあるが、将来多重債務者になることをおそれて、相談機関に来る者もいる。それぞれの相談者の要望に応じて適切な解決を図ることが必要である。このように、相談者の相談内容は多様であるから、それぞれの相談機関が自らの特性に適合した相談対応をすべきであり、必ずしもすべての相談機関が一律にあらゆる要望に応じられるようなものである必要はない。相談者が自分の相談内容にとって最も適切な相談機関を選択できればよいのである。そのためには、どのような相談機関がどのような内容の相談を行っているのかについて、相談者に十分な情報が提供されていなければならない。しかし、消費者がそのような情報を自己の努力によって得ることを期待できないし、またそのようなことを期待すべきではない。むしろ、各相談機関が自ら、どのような相談に対応できるのかを積極的

に外部に明確に示すと同時に、他の相談機関に関する適切な情報を保有し、相談機関が自ら対応できない相談者に対して、最も適切な相談機関を紹介することが重要である。

第2に、相談機関において、相談に応ずる相談員の資質の問題である。相談員としては、多様な消費者の要望に応じて、必要かつ十分な処理ができる能力が必要である。このことは、一般の消費者相談と異なるものではない。しかし、多重債務の問題は、優れて法的な問題を含むものであり、法的な知識を必要とする。また、相談者が抱えている問題は、単に債務の返済だけでなく、家族も含めた生活全体の立て直しが重要であることが少なくない。その意味では、家庭経済を中心に生活全体についての幅広い知識も必要である。さらに、相談の結果、相談者が満足する解決に至るためには、相談員と相談者との間に信頼関係に基づく意思の疎通がなければならず、カウンセリングの技術も必要である。現在、多くの相談機関では、消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、ファイナンシャル・プランナーなどの資格を有する者が相談員として、窓口での対応にあたっているが、これらの資格は、必ずしも多重債務の問題についての相談を直接的な目的とするものではないから、不十分な相談にならざるを得ないと思われる。また、相談機関によって相談内容の質にも差異が生じているのではないかと推測される。

第3に、多重債務の問題の解決は、法的な相談内容にならざるを得ないが、日本では、弁護士法によって、弁護士以外の者が法的な紛争について相談・助言・解決等の法律事務を行うことが厳しく制約されている。すなわち、弁護士法72条は、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と規定し、弁護士の資格のない者が、相談機関において、報酬を得て、相談・助言・解決等の法律事務を行うことが禁止されている。多重債務の整理について、相談機関において、貸金業者等との間で合意による解決(法的には和解である)を図るためには、法的な知識を有するだけでなく、弁護士法に違反しないかどうかにも留意しなければならない。都道府県の貸金業協会の相談窓口では、弁護士の協力を得て債務整理を行っているところがあるが、このような弁護士法に配慮したためと思われる。また、弁護士法に抵触することを危惧し、債務整理までは行っていない相談機関が少なくないが、債務整理までしなければ相談者の満足が得られないケースも多いのではないかと推測される。したがって、相談機関においても、弁護士会との協力関係を確立する必要があると考えられる。

## 2. 検討課題

以上のような、相談機関の現状に鑑みて、相談機関のあり方、相談員のあり方について、どのような課題を検討しなければならないかを明らかにする。

### (1) 相談機関のネットワーク化

はじめに述べたように、相談機関(窓口)には、様々なものがある。相談内容によって最も適切な他の機関を紹介するという緩やかなネットワークをつくっている機関もあるが、そのフォローまでは十分にできていない。

それぞれの相談機関は、自ずから役割分担を持っており、その役割を超えて問題解決にあたることは難しい。求められるのは、それぞれの相談機関の実態を把握し、その情報が各相談機関で共有され、有機的な関係を持つこと(=ネットワーク化)ではないか。また、相談機関のネットワーク維持のために、各相談機関が定期的に情報交換するような場をどのように作るかが課題である。

そのためには、相談機関の実態を把握する必要がある。具体的には、それぞれの機関について、その成立の事情・構成等、消費者からの相談に応ずる相談員のバックグラウンド、機関が受け付ける相談の種類、相談の場所・相談方法・相談時間・消費者の負担すべき費用などを明らかにし、相談機関を比較対照できることが重要である。

相談者は、自分の問題をどこにいったら本当の意味での相談に応じてくれるか、ほとんど情報を持っていないと思われる。だれもが簡易な方法でこれらの情報を入手できるためには、どのような方法があるか研究する必要がある。

### (2) 相談員の資質の標準化

最終的には、相談内容に合った一番適切な相談機関に相談者が行き着ければよいが、できるならば最初に訪れた機関で問題解決がはかれればそれに越したことはない。そのためには、すべての相談員には一定レベルの知識・能力が求められる。すなわち、相談者の相談内容に対して適切な処理ができるためにどのような知識・能力が必要とされるか、その策定が必要ではないかと考えられる。

また、各機関との横断的な関係を持つためには、お互いの機関を相互に理解するための共通言語といえる一定レベルの知識が求められる。求められる相談員(フィナンシャルカウンセラー)の資質としては、一定レベルの法律知識・金銭知識・業界知識・カウンセリング技法・コミュニケーション能力・十分な倫理観等が考えられる。これらについて、具体的な内容とそのレベルを明らかにするために、さらに検討をする必要がある。

### (3) 相談員の資質を担保する制度(カウンセラー認定制度)

すべての機関について、その相談の質を判断する前提として、各相談機関の相談員の資質を客観的に理解できるような仕組みが必要になってきている。そのためには、相談員の知識・能力を判定する仕組みが必要であろう。また、相談員の資質を向上させるためのトレーニング、継続教育が求められる。

1つの考え方として、新たに多重債務者の相談に応じて、その債務整理・生活の立て直しを図る資質・能力を有する新たな資格制度を検討することが考えられよう。しかし、新た



な資格制度を創設することは、様々な問題を解決しなければならず、容易にできるものではない。むしろ、これらの仕組みをまったく新たに作るのではなく、既存の資格のうち、フィナンシャルカウンセラーを核として、他の資格に必要とされる知見・能力をこれに組み込み、不足の部分を補うような仕組みが有効ではないかと考えられる。たとえば、その場合に考慮の対象となるのは、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活専門相談員、社会福祉士、産業カウンセラー、教員、弁護士、司法書士、行政書士などである。

### 3. 多重債務者の相談機関の現状

#### (1) 日本における相談機関の概要

現状、大別すると以下のような相談機関（窓口）がある。

##### 【行政系】

独立行政法人国民生活センター  
各地区消費生活センター（513カ所）  
社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会  
財団法人日本消費者協会消費者相談室  
社団法人全国消費生活相談員協会  
金融庁金融サービス利用者相談室  
各財務局相談窓口  
経済産業省消費者相談室  
各都道府県警察本部相談窓口 など

##### 【法律家系】

法律扶助協会  
法律相談センター  
各都道府県弁護士会相談窓口  
各都道府県司法書士会相談窓口  
裁判所の民事調停における特定調停相談窓口

##### 【業界系】

財団法人日本クレジットカウンセリング協会  
銀行よろず相談所  
各都道府県貸金業協会消費者相談窓口  
JCFA 金銭管理カウンセリング事業団 / 救済更生事業団  
社団法人全国信販協会消費者相談室  
社団法人日本クレジット産業協会消費者相談室 など

【その他の機関】

長崎県民信用組合 (FACT)  
岩手県消費者信用生協  
NPO 女性自立の会  
NPO お金の学校くまもと など

(2) ヒアリングの概要

長崎県民信用組合

営業エリアは、長崎県の県北約 45 万人が対象の信用組合。14 カ店、職員・パート合わせて 120 名程度の小規模金融機関。

長崎県民信用組合は、12～13 年前、バブルがはじけた時期、自己責任という世界で今後生き残るためには事業者金融から撤退し、利鞘をとる金融から相談業務をベースにした生活者金融で生き延びることを選択。小金持ちと小借金持ちを対象にサービスを徹底するという路線転換をはかった。FP を業務に取り入れ、顧客の生活を根本から見ようということになった。大半の職員が FP 有資格者で、顧客が来店したり延滞をしたときは、担当者が FP の手法を使い、ライフプランの作成に努め、それをもとに生活改善の具体的なアドバイスを行う。

平成 15 年 2 月には、民事再生法を活用する会社「FACT」を作り、個人版民事再生、破産手続、調停を主な業務として行っている。ここに、長崎県民信組が対応しきれない顧客を紹介している。顧客の実態をより明確に把握するため、120 項目ほどに渡って質問し、実態と改善方法を究明する。そして、対策が整ったら、家族に来所してもらい、債務者を支援していくという確認のもとに、具体的な手続に入るようにしている。

FACT は 2 年間 (04.11.16 現在) で 1,191 件の相談業務を取り扱ってきて、そのうち民事再生は 342 件 (28.7%) を占めている。残りは特定調停 218 件や自己破産 170 件等となっている。この業務はすべて有料である。本来は、組合本体として業務を行いたいと考えたが、信用組合がフィーをとってこのような業務を行うことが、現行法制上ではできないため、FACT という別組織を立ち上げた。

この民事再生をする人には、長崎県民信組も融資しており、依頼者の民事再生が成立すれば当組合も債権の 8 割がカットされる。実際にはこれは破綻債権とみなされ、100%の引当をしなければならない。これらに対応するため、当組合の貸出金利はほかに比べ非常に高い。約定金利は 14%で、経費は 10%、したがって利鞘は 4%となる。経費の内 3%は最初から償却引当金に充てている。

FACT において、これまでに 342 名が個人民事再生法の適用を受けたが、立ち直れなかったのは 2 名だけ。長い時間をかけて相談者と接することが奏功していると推測される。相談料を受け取るのは個人民事再生法の認可を受けてからで、約 6 ヶ月後。そのときだけというのではなく、長いスパンでサポートしていく必要があると考えている。また、生活

を改善するということに関して、相談者本人が強い確信をもったときにしか最終的な依頼は受けていない。

有限会社としての採算はあっているとみられる。どこの地域でもできるような仕組みはつくっているが、精神的にかなり負担の重い仕事であるから、熱意を持った職員でないとできない。また、長崎県民信組という収益の土台があるからできているともいえる。

#### 岩手県消費者信用生活協同組合

岩手県消費者信用生協は、岩手県内で多重債務を中心とした救済機関として活動している。信用生協という事業体は、今から 36 年前（1969 年）に誕生。当時、宮崎、鳥取、石川、三重などには同じような信用生協という名前で、会員に生活資金の融資やオートローンなどのクレジット関係を取り扱っていた生協があったが、不良債権を抱えて、現在残っているのは岩手信用生協だけである。当生協も、不良債権の問題もあって一時縮小した時期もあった。（現在、東京でも新たに設立の動きがある）

昭和 63 年に宮古市で起きた「山子金融事件」というクレジットや消費者金融をつかった名義貸し事件で、169 名で 2 億円の被害がでた。宮古市が緊急的に、資金を当生協に別枠で 5 千万預託し、東北銀行が 1 億円の与信枠をつくり、緊急的に被害者 169 名の個別面談をして、資金をつくっての救済、特定調停、自己破産等を行ったのが今の救済制度の始まりである。

この事件を契機に、多重債務で困っている人々を救済するという目的で平成元年に盛岡市とはじめて提携、債務整理をしたいという人々に対する融資制度をつくっていったという経過がある。そして、これがきっかけとなり自治体提携消費者救済資金貸付制度（スイッチローン）が始まった。以来、今年で 17 年になる。

現在 54 市町村から 12 億 4,400 万円の預託を受け、約 50 億円の枠をつかって救済事業を行っている。2004 年現在、組合員数は 1 万 3,600 名、組合員からの出資金は 8 億 9,800 万円。事業高（融資残高）は約 75 億 6 千万円となっている。

スイッチローンは、提携する県内市町村からの預託金を原資として、信用生協が県内主要金融機関から協調融資を受けて融資枠を確保し、実施しているという公的な制度である。どこの金融機関でも借りられないという消費者を対象とし、融資できるかどうかを考える。

年間に約 5,000 名が相談に訪れ、相談員 20 名で対応している。1 人を解決に導くまで、平均して 5、6 時間かかる。多い場合は面談 8 回ということもある。このコストは非常に大変である。最終的な解決策について決定すると、弁護士、司法書士など、基本的には有資格者に依頼する。

融資制度があるといっても、融資ができるケースは少ない。そこで、制度を支えるネットワークをつくり、消費者金融とクレジット問題について定期的に協議会を行っている。県民生活センター、盛岡市、信用生協、弁護士会の 4 者が年に 1、2 回、問題の情報交換をする。

当生協に寄せられる相談には、多重債務などの経済的問題に絡んで離婚・配偶者間暴力・児童虐待などの相談に発展するケースもあることから、こういった問題を専門的に扱う窓口として「NPO 法人いわて生活者サポートセンター」の設立に支援、協力も行っている。

盛岡・北上・一関・釜石の4地区では、弁護士、司法書士に来てもらい夜間無料法律相談会を開いている。岩手県は弁護士過疎地が多いので、弁護士が少ない地区にはテレビ電話を用意し、本部に弁護士が来ているときにテレビ電話で相談を受ける対応もしている。

今後の課題は再発の問題である。破産しても、会員でいるうちは生活支援をしてあげなければいけない。融資した人だけでなく、破産や調停をした人もその後ケアをしていかなければいけない。さらに、消費者啓発をどうしていくかということもある。

#### 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（日本FP協会）

日本FP協会は1987年11月に設立。ファイナンシャル・プランナーをメンバーとするわが国を代表するFP団体。設立趣旨は、日本におけるファイナンシャル・プランニングの確立とファイナンシャル・プランナーの育成・組織化を目指し、そのことによってわが国の経済や国民生活の向上に貢献することを目的としている。

アメリカではすでに1970年代の金融革命の中、資金、資産の管理や効率的な運用の新しいコンセプトとして、FPといわれるファイナンシャル・プランニングが確立され、それに関する高度な知識や技能を持つプロフェッショナルなFPの育成が行われた。このことによって、現在でもアメリカでは健全で質の高いファイナンシャル・プランニングが社会に提供されている。

日本でFPが本格的に導入された時点は、株価も低迷しており、金利も低く、為替も先が読めないということで、金融というよりはむしろ日本のFPはライフプランニング、生活設計を行うことがベースになっていたという経緯がある。

現在FP協会は、全体で14万人の会員がいる。資格を持っている人は13万人。企業系FPは7割。残りの3割、全体で言うと15%程度が独立系FP。数でいうと1万5、6千人というところ。この中で多重債務者の立ち直りのお手伝いをするというのは、FP協会専務理事の個人的印象で言えばせいぜい50人くらい。そういった人の約3分の1は法律事務所に所属し、法律問題とセットで行っている。

### (3) 欧米における相談機関の概要

#### 米 国

##### ・CCCS (Consumer Credit Counseling Service)

相談者(クライアント)の家計健全化へのリハビリテーション活動と地域への家計管理指導活動を行う非営利機関。その他にも心理的ケア、消費者教育も行っている。CCCSの心理的ケアは、JCFAが行っている金銭管理カウンセリングの手法の参考となっているもので、面談を主体として行っている。その他にも、電話によるカウンセリングや、手紙によ

るカウンセリング、e-メールを使ったカウンセリングなど、考えられるあらゆる手段を用いて、クライアントとのコミュニケーションをとっている。

運営費は、基本的には債権者からの fare share ( 分担金 ) で賄っている。

・ NFCC ( National Foundation for Consumer Credit )

NFCC は全米の CCCS の全国ネットワークの中心に位置しており、CCCS のカウンセラーに対する資格認定を行っている。この資格認定は、まず第 1 にエージェントがもっている技能や知識について適正に評価する活動を行い、また決められたスケジュールに基づいてカウンセラーにトレーニングを行っている。

・ AFCPE ( Association for Financial Counseling and Planning Education )

フィナンシャルの教育者、実践者、研究者の専門性を高める機会の提供を目指した国際的組織を目的として、1983 年に設立された NPO ( 非営利団体 ) である。年会費や会議での会費、資格制度から得られる収入で運営され、フィナンシャルカウンセリングや消費者問題の研究者、フィナンシャルカウンセラーで構成されている。会員数は約 800 人、そのうちフィナンシャルカウンセラーが会員全体の 3 分の 2 を占める。高所得層ではなく、中・低所得層に焦点をあてたカウンセリングを中心に行っている。

AFCPE では、1992 年よりやはり資格認定制度を行っている。

## 英 国

・ CAB ( Citizen Advice Bureau )

CAB は全英 1600 ヲ所にあり、公平・中立なアドバイスを無料で提供する独立した組織。運営資金は主に地方自治体からの助成金で賄われ、29,000 人の職員のうちの 90% 以上がボランティアとして活動している。低所得者層の相談が中心で、債務、雇用、住宅、移住、国籍、消費、婚姻、各種給付金等に関する問題を抱える個人に対して、アドバイザーが様々な情報の提供や相談を、無料でやっている。

・ フェデレイテッド・クレジット・リミテッド ( FCL )

多重多額債務に関するアドバイスを無料で行う非営利組織。アドバイスの方法としては、電話によるアドバイスや情報提供に加えて、複雑なケースにおいては相談者を直接訪問し面接を行う場合もある。

・ 英国版 CCCS

アメリカの CCCS の手法を導入したカウンセリング機関で、1996 年より導入された。設立趣旨は、「困窮した個人あるいは家族に対して、秘密を守り、無料のカウンセリングを提供すること」とされている。手法等については、基本的にはアメリカの CCCS と同じ。

## ドイツ

ドイツではフィナンシャルカウンセリングは、債務者カウンセラーと呼ばれるソーシャルワーカーが担当している。債務者カウンセラーになるためには、ソーシャルワーカーと

しての勉強に加え、金融の知識を修得することが求められている。これらの債務者カウンセラーは地方自治体、特に市町村の役場や消費者センターにおいて雇用され、業務を行ったり、場合によってはこの消費者センターの債務者カウンセラーが学校などに行って消費者教育をしている。

#### フランス

フィナンシャルカウンセリングは家政学出身の家計管理指導を専門とするアシスタン・ソシアルが中心となって行っている。アシスタン・ソシアルは福祉活動を通じて、過重債務に陥った家庭の問題解決のために、家計管理指導、貧困家庭の補助金申請援助などを中心とした活動を行っている。カウンセリング機関というより、福祉関係に近い。どうしても債務が返せなくなったときには、1989年12月31日法律第1010号による過重債務委員会というところに委ねられる。なお、この法律は、当時の消費担当次官の名に因んで、ニエルツ（Neierz）法と呼ばれるが、その後、1993年に消費法典に組み込まれ、さらに、大きく改正されている。

欧米相談機関の概要については、1998年、1999年に実施されたJCFAの視察をベースとし、一部最近の情報も盛りこんでいる。

## 第2分科会

### 1. 債務問題とその対処について

1990年代半ばよりバブル経済崩壊不況を受け、自己破産問題がクローズアップされるようになった。その後自己破産申請者の数は急増し、近年では20万件超で高止まりした状態が続いており、また自己破産予備軍は200万人はいるとまでいわれている。この間、多重多額債務者による犯罪や闇金融問題など、債務者を取り巻く事件は増大し、さらに複雑化を呈しており、その解決はさらに困難極まりないものとなってきている。

これに対してわが国においては、1997年に消費者金融連絡会が組織され、様々な消費者への啓蒙活動を続けており、さらにJCFAの金銭管理カウンセリング事務所を始めとして、女性自立の会などのNPO団体など、相談機関も増えており、債務者の相談窓口は以前に比べると急増しているといえよう。

一方、米国では年間100万件を大きく超える自己破産宣告者に対応するため、2005年10月より破産法が改正され、破産申請前に必ずカウンセリングを受けなければならないこととされた。これはフィナンシャルカウンセリングが法的手段として認知され、社会的な役割が認められたという点で画期的な出来事であるといえる。しかし、その評価はこれからの推移を見守るの必要性があり、わが国に即座に同様の法整備が行われるとは考えられない。

日本は長い不況からようやく脱しようとしており、債務者を取り巻く環境は改善されているようにも見える。しかしながら、債務問題を抱える消費者の状態は深刻化する一方で、一向にその出口が見えないのも事実であろう。では何故、問題解決へと向かわないのだろうか。

### 2. 問題の諸相と債務問題

#### (1) 「因縁果報」による債務問題の読み解き

複雑な諸相を見せる債務問題とその解決への道筋を、「因縁果報」という考え方で読み解いてみた。

図1は、問題の諸相を表したものである。(a)は「結果だけが現れている段階」である。問題は現れた現実として、関係者の前に突然出現したかの如く現れてくる。これが(a)の段階の認識である。債務問題を抱えた債務者の場合は、この(a)の段階での認識に止まり、結果を見て狼狽し、何とかこの結果のみを変えよう、つまり何とか自分が受け入れられる形へ変えようとして、雪達磨式に債務が増加し、多重多額債務へと陥ってしまうのである。

しかし、あらゆる物事は突然発生するものではない。それは原因があって初めて我々の前に姿を見せるのである。それが「(b)因果の理解が現れる段階」である。すなわち「すべての結果には、必ずそれが現れる原因がある。だから結果を変えるためには、まず原因を知り、その原因を変えなければならない」とするものである。債務問題も突然現れるわけ

ではない。債務が勝手に債務者に降りかかるわけではなく、そこには自分の消費に対する考え方や行為が原因として存在するのである。すなわち、自己の収入以上の支出を行うに際して、貯蓄を成してから消費するか、今、借入れを成して消費を行い、後に返済するかという考え方や行為を自ら行うことが原因として債務問題を引き起こす第一歩となるのである。

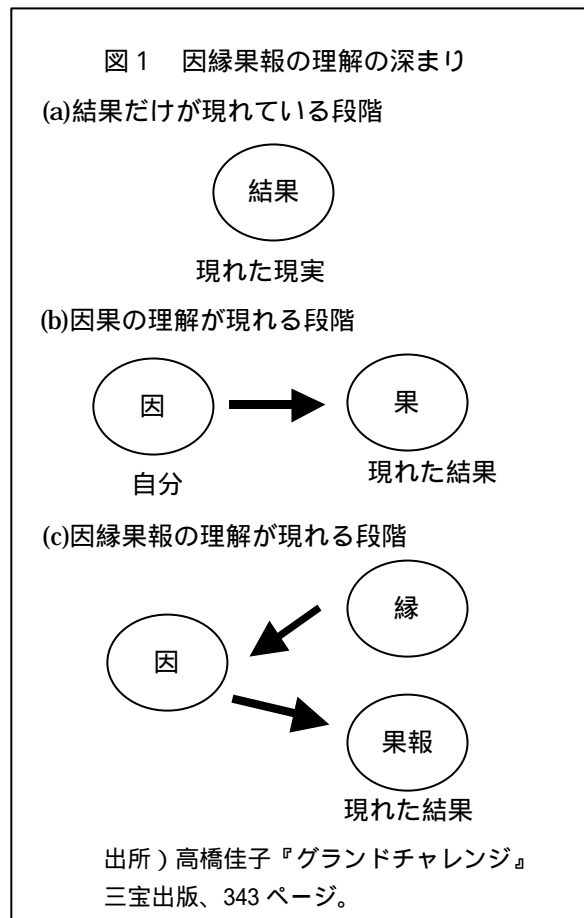
さらに(c)の「因縁果報の理解が現れる段階」がある。これは、原因となるものを結果へと導く「環境」としてはたらいっている「縁」という要因を考慮して問題を見るところである。債務を抱えている人たちにとっての「縁」とは、よく言われているものとしての病気、失業、離婚の他にも、企業のマーケティングや販売戦略、金融機関の貸出態度、金利、家計管理技術やクレジット・ローンに対する知識および情報、景気動向や社会的流行など、様々なものを

あげることができる。これらの要因が「縁」となって債務者を刺激し、あるいは債務者がこれらの刺激を受けることなく消費行為を行うことによって、債務問題という結果を導き出しているのである。

従って、問題を解決へと導こうとするならば、まずはこの因縁果報の段階を理解し、それに基づいて、現実を正確に見取り、正しい解決策を実施する必要があるということになる。因縁果報のまなざしで問題を見るに当たって重要なことは、その問題の原因を図1にあるように「自分」に置くことが大切とされる。すなわち、債務問題においては債務を負った債務者にその原因を置くということになる。これは債務者に対しては大変酷なことである。しかし、まずは債務者自身が債務を負うことになった原因を作ったということを考慮すると、債務者自身に原因を置くことができよう。しかし、債務者全員が必ず債務問題を抱えるのかというとそうではない。ではこれをどのように理解したらよいのであろうか。

## (2) 「満足」というキーワード

米国アイオワ州立大学のタヒラ K. ヒラ教授の研究活動における論文を整理・分析した小野由美子氏の論文がある。それによると、「『満足』というキーワードは、『金銭管理と満





足』のカテゴリーに分類した 21 論文のうち 13 タイトルで使用されている。このカテゴリーでは 3 つのデータが用いられており、どのデータでも必ず満足という側面から分析されていることから、ヒラ教授と共同研究者による研究では満足が重要なキーワードの 1 つであることがわかった。さらに満足度を増大させることが家族の財政状況において重要だと指摘している。・・・」とされており、家計管理を円滑に行うためには「満足」という感情が非常に重要であることを指摘している。

すなわち、満足の反対にあるもの、「不満」という感情が作用して、家計管理が円滑には行われなくなることを指摘していると言ってよいであろう。この不満に囚われると、人間は「荒れ」た行動をとることになる。その結果のひとつとして「債務問題」の発生ということが考えられる。それはこの感情に一度とらわれると、感情のコントロールが困難になってしまうからである。さらに、この債務問題を目の当たりにして「不満」という感情は増幅されることとなり、結果として「多重多額債務」へと移行すると考えられる。

しかし、債務者すべてが債務問題を抱えているわけではない。それは、原因である「自分」、債務者を債務問題へと導いてしまう「縁」、すなわち環境が存在しているからである。債務者を債務問題へと導いてしまう環境としては、上述のように様々なものが考えられる。これらの「縁」のうち、債務者自身が自らの手で変えることができる環境としては、「消費者教育」、とくに「家計管理技術」と「クレジット・ローンの知識」の獲得をあげることができる。十分な家計管理技術とクレジットの知識を取得している債務者であるならば、債務を負ったとしても返済計画を立て、それに従って返済を続けるために、家計の節約を行うことができる。また、クレジットの知識を十分に取得しているならば、不必要なクレジットの利用は避けることができよう。すなわち、これらの環境のうち、少なくとも「家計管理技術」と「クレジットの知識」を十分に取得することができなければ、債務返済は滞りがちになるということになる。そのため、債務を負っても債務問題を抱えずに返済を続けていける債務者もいれば、少額の債務がそのスタートとなって債務問題が増幅されていく債務者もいるといえる。

以下、分科会でなされたいくつかの議論を紹介する。

### (3) 法律専門家と多重債務問題

弁護士や司法書士の多重債務問題への対応は、返済不能に陥っている人をなるべく早く破産させて苦しい状況から脱出させようということであった。しかし、多重債務経験者の中には再度多重債務に陥る人が少なくなかったことから、二度と多重債務に陥らないためにはどうしたらいいのかを考えるべきだという主張が出てきた。その中で、弁護士や司法書士も、被害者の会などの多重債務経験者のグループや団体と一緒に対応していく必要があり、弁護士や司法書士の法的処理と並行して、多重債務者はそのグループや団体の中で生活の建て直しをしていこうという方向が出てきた。これにより、司法書士や弁護士が事務局を勤める被害者の会が多数できた。

しかし近年は、再び法的処理のみにシフトする傾向があるように思える。その原因の一つは、多重債務問題を取り扱うことが、弁護士と司法書士にとってビジネスとして成り立つようになったことがある。

以前は、報酬が未払いとなったり、手弁当で事件を処理することも多かったため、弁護士や司法書士が破産事件を扱うことは、ビジネスとして成立しにくかった。その中で、報酬の分割払いが一般化するとともに、この場合の弁護士報酬が免責の対象とならないことになったことなどにより、弁護士の対応がし易くなった。それとともに、債務整理はビジネスとして成り立つということで、今まで多重債務問題に関心のなかった弁護士も多数進出してきた。その中には、生活の建て直しの為の相談などをやっていたのでは効率が悪いことから、法的処理しか行われない場合が少なくないのが現状である。

しかしながら、法的処理は多重債務問題解決のための一側面にすぎないのであって、真の問題解決に繋がるとは言い難い。多重債務に陥る原因は、法律が機能する社会の中だけにあるとは限らず、個人の中に内在するものと相まって出てくることが多い。弁護士や司法書士が行う対処としては、任意整理、民事再生、破産などの法的対処が中心となるのであり、いわば対症療法にあたるものである。法的処理は、冷静になって当座の状況を捉え、今後を考える場を提供するという意味では不可欠だが、真の解決を導くためには法的処理では足りない。

多重債務問題の真の解決は、多重債務経験者を再び多重債務に陥らせないということにある。これまで、被害者の会などがその役割を果たしてきていたのであり、法的処理と連携しながら対処してきたのは前述の通りである。今後は、多重債務者に対するカウンセリングも、法的処理と連携する生活建て直しの役割を果たすべきだろうと考える。これまでなされてきている多重債務者へのカウンセリングの実績を踏まえて、法律家との連携する手法を、カウンセリングを法的処理と関連づけた制度の可能性を含めて検討すべきである。

#### (4) 相談現場から見た債務問題

消費生活センターを含めた消費者相談現場からの債務問題は次のようにまとめられる。

全国の消費生活センターからPIO-NETに集められた消費生活相談件数は2004年度1,832,502件で、前年度に比べ約21.4%の増加となっている。

地方行政の財政状況により、相談員の増員がない中で相談業務はより多忙になり、相対的に1件当たりの相談時間は短縮せざるを得ない状況にある。相談時間の短縮は、個々の相談に深く立ち入れないジレンマとなる。これはクレ・サラ問題から派生する債務相談にも当てはまる。それだけでなく、電話のみの債務者相談では相手の債務内容や収入、生活状況がつかみきれず、その上自己破産などの法的な手続きも視野に入れなければならない事柄が多く、消費者相談としては荷が重すぎる傾向がある。このようなことから、面談を必要とする多重債務相談は、内容に立ち入ることなく、他機関紹介となっている。他機関とは、登録業者の確認は金融庁、強引な取立てや借金が負担できないなどの相談は法律扶助

協会、弁護士会の相談センター、クレジットカウンセリング協会、貸金業協会などを、またヤミ金は警察へと、できるだけ相談先を的確にアドバイスができるように対応している。

多重債務者の「返済が苦しくなった理由」として、「収入の減少」や「失業」「病気・災害」「事故」など予期せぬ出来事のために返済が出来なくなった人もいる。しかし、一方で「ギャンブル」「無計画な借入れ」「返済のための借入れ」など無計画ともいえる生活による破綻も存在する。これらの原因は時間をかけた相談から判明することが多く、表面だけの聞き取りに終わる相談では決して見えないことである。

無計画な借入れをしてしまう相談者を叱咤激励するのは容易だが、それでは根本的な解決にならないことが多い。再度の相談に来るケースは、立て直す強い意志をもてない、誘惑に弱いなど心理的な課題が見られる。このような人にどのように対処したらよいか、現在の相談現場ではその回答は見出せない。

心理的な相談を兼ねて生活の建て直しを助言し励ますことができれば、これらの人は救済できるのではないだろうか。つまり心理カウンセリングスキルと生活設計スキルを持った相談員が時間をかけ対応すれば、救済できる人は多いのではないか。新たなスキルを持った相談員の養成が急務と考える。

#### (5) 経済学的アプローチ

「合理的経済人（ホモ・エコノミカス）」を前提とする標準的な経済学では、過剰債務現象やカウンセリングや教育プログラムの必要性および有効性を統合的に説明することは困難と思われる。過剰債務・個人破産の増加は、予期しない経済的事件（失職、病気、事故など）で説明するには趨勢的傾向に過ぎる。個人破産の背景にある過剰債務の問題を、近年注目を浴びつつある「行動経済学」さらには「脳神経経済学」の知見をもとに分析し、個人の借入行動に関するカウンセリング活動の意義等について考察してみた。

心理学の知見を積極的に取り入れた行動経済学がよく知られたものに「双曲割引効果」がある。これは、現在と将来に関する選択問題（異時点間選択問題）に関して、人間は選択対象が間近になるほどすぐ手に入れたくなるという心理的傾向を持つことを意味する。

たとえば、1年後の1万円と、1年と1日後の1万1千円では後者を選択するのに、今日1万円と明日1万1千円では前者を選んでしまうという現象を指す。さらにまた、現金で支払う場合とクレジットカードで支払う場合では、後者のほうが気前がよくなるという効果も実験等で確認されている。これらの行動は標準的経済学が想定するホモ・エコノミカスでは起こりえない。こうした心理的傾向は金融の民主化が進むほど発現しやすくなり、結果として過剰利用、過剰債務を生む可能性が高い。

さらに、現在と将来に関わる意思決定に関してアメリカで行われた脳神経経済学による最新の研究結果によると、選択問題全般では、理性脳と呼ばれる「前頭前野」が活性化することに対して、間近な選択問題では、さらに情動脳と呼ばれる「辺縁系」が活性化することが確認された。すなわち、上述したように間近な選択問題で小額でもすぐ手に入る選択

肢を選ぶという行動は、理性脳の決定を情動脳が駆逐した結果であることが示唆された。

この研究は、異時点間選択に関する意思決定は、我慢して将来の果実をとるという理性脳（アリ）と現在の快を手に入れたいという情動脳（キリギリス）との競争で決まるという「アリ対キリギリス仮説」を実証している。

過剰債務現象は、理性が情動をどのようにコントロールできるかというホモ・エコノミカスの経済学では存在し得ない「自己規制」の問題に行き着く。自己規制、自己管理の問題は、まさにカウンセリングや教育の主要テーマにほかならない。かくて、個人破産、過剰債務の問題に対する債務カウンセリングや消費者啓発活動の意義は、行動経済学を通してこそ正当な問題として取り扱えるのではないかと思われる。

## 2. フィナンシャルカウンセリングの範疇と手法

それではフィナンシャルカウンセリングは、この債務者が抱える因縁果報にどのように対応することができるのであろうか。以下、実際に多重債務者の相談に、心理的ケアの立場から当たっている専門家の報告を簡単に紹介する。

### (1) 金銭管理カウンセリングの実際

相談現場で行われている金銭管理カウンセリングとは、「専門的なトレーニングを受けた金銭管理カウンセラーが、おもに債務に関する問題を抱えたクライアントに、健全な社会生活の営みを取り戻すために、クライアントの抱えている問題の解決を通じて、ソーシャル・スキルとセルフ・コントロールの育成を図る」援助のプロセスであると定義できる。

クライアントの問題を突き詰めていくと、「誰にも相談できず」「断りきれず」などのソーシャル・スキルの低さと「やってはいけないのにやってしまう（遣ってはいけないのに遣ってしまうなど）」「やらなければならないのにやれない（相談しなければならないのに避けてしまう）」というセルフ・コントロールの脆弱さにたどり着く。これらを克服しない限りは、表面的な金銭問題だけを解決しても再発性は解消されない。したがって、表面的に起こった金銭問題を取り扱いながら、内面的なソーシャル・スキルとセルフ・コントロールを育てていくことが必要となる。

金銭管理カウンセリングは、以下のステップで進められる。

相談目的の合意：クライアントの精神的負担の低下、協力関係の構築、問題解決への動機づけなどをはかり、何に取り組んでいくのかを明確にする。

アセスメント：ネガティブ・ストーリーの書き換え、自己効力感の向上、リソースの引き出し、問題の対象化などをはかり、解決に向けての情報を共有する。

援助・介入：自己効力感や動機づけの向上、見通しの明確化、ソーシャル・スキルやセルフ・コントロールの一般化などをはかり、実際に問題解決に取り組む。

シェアリング：ソーシャル・スキルやセルフ・コントロールの定着化を行い、再発の防止をはかる。

で行われる金銭管理カウンセリングにおいて利用されている援助・介入においては、クライアントの心理状態や緊急性などの条件から、すでに起きている良循環を拡張するか、繰り返されている悪循環を切断するかを判断する。

## (2) フィナンシャルカウンセリングの3つの範疇

フィナンシャルカウンセリングは、主に債務問題を抱えた人を対象としており、その入り口に債務問題があるということを刻印する必要がある。人の人生において生じる様々な試練の中で、多重多額債務や自己破産などの経済的困難をひとつの契機として取り組まれるものである。

その問題解決のための手法として、フィナンシャルカウンセリングには、大きく3つの範疇があると考えられる。ひとつが現在債務の解決策の提示という「債務整理」、次が多重多額債務発生の防止という「消費者教育」、そして最後に多重多額債務再発の防止という「心理的ケア」である。

「債務整理」は上述の「結果」、すなわち「現れた現実」の部分に対するカウンセリングであるといえる。現れた現実としての「債務問題」「多重多額債務」を、どのように債務者本人が受けとめられる形へと変えることができるかを考え、実行するものであり、主に「任意整理」や「民事再生」「自己破産」といった技術が活用されている。この債務整理によって、債務者本人が上述のような債務に対する不満から生じる悪循環を断ち切ることが可能となり、その時点で冷静になり、債務問題解決へと導くことも可能であると考えられる。

次の「消費者教育」は「縁」、すなわち「環境」の部分に対するカウンセリングであるといえる。環境には上述のように様々なものが考えられるが、その中でも債務者本人の努力によって変えることができるものとしての「家計管理技術」と「クレジットの知識」の獲得、また「貯蓄の知識」が重要であるといえよう。これらの知識は、残念ながら、現在のわが国の教育制度においては劣位におかれており、自らその知識を獲得する機会に乏しく、さらにそれに取り組む機関も限られており、消費者は親の背中を見てこれらの知識を獲得するしか方法がない。現在、「家計管理技術」の付与については消費生活アドバイザーが、また「貯蓄の知識」の付与についてはファイナンシャル・プランナーが存在している。この資格制度の中で蓄積されている知識や技術の統合は、フィナンシャルカウンセリングには必要不可欠なことであるといえよう。

「心理的ケア」は「因」、すなわち「債務者本人」に対するカウンセリングであるといえる。人間は一度「不満」の感情に陥ると、なかなかそこから脱することはできない。そのため、債務者本人に冷静になってもらい、自らの感情をコントロールすることによって、問題の根本的解決を図り、再び債務問題に陥らないようにすることが大切である。そのためには、心理カウンセラーにおいて培われてきた、カウンセリング手法の応用が効果的であるといえる。

### 3. 今後の検討課題

フィナンシャルカウンセリングに関わる3つの範疇は、それぞれ「債務整理」については弁護士や司法書士によって、「消費者教育」は消費生活アドバイザーやファイナンシャル・プランナーによって、「心理的ケア」は心理カウンセラーによって、現在では、関係者のたゆまぬ努力によって、高い水準の技術を提供している。

しかし、それぞれの分野では、ともに協働して、あるいは響働して債務問題に関わることは非常に少なく、どちらかという「既得権」としての垣根問題的な進展しかしてこなかったといえる。そのため消費生活センターなどの相談窓口では、範疇外の問題解決のためには他機関紹介が精一杯になってしまっており、フィナンシャルカウンセリングは、現状ではこれが限界となっている。その結果として、各分野では高い技術を持ち合わせているにもかかわらず、十分なカウンセリングを行うことができず、関係者が満足する結果へと十分には導けていないといえよう。

フィナンシャルカウンセリングは新たな技術開発を行うというイノベーションではなく、現在ある技術をどのように統合するかというイノベーションを行う段階にきているといえる。そのためには高い水準のカウンセリングが実行できる機関の設立とその維持のための資格制度を構築すべき段階にあるといえる。そのためには、フィナンシャルカウンセリングの定義の確立、カウンセラーに求められる資質、技法の研究、カウンセラーを養成するための具体的な方法論を今後検討していく必要がある。

本来、フィナンシャルカウンセリングは自己破産の関所ではなく、また多重多額債務者を対象としたビジネスでもない。すなわちお金で解決するものではなく、お金の問題を通して人々を人間復興へと誘うシステムである。この理念を中心として、新たな段階へと議論が進むことが期待される。

## 第3分科会

### 1. 金銭管理教育についての現状認識

#### (1) わが国の現状

近年、わが国における金銭管理教育は、ごく一部を除き、学校ではもちろん、家庭でも行われていない。小遣帳にいたってはほとんど付けられていない。家計簿をつける家庭も減少傾向にある。

若者の中には、給料をもらいつつも親に依存するパラサイトが増加しつつあり、働きも何もしないニートの存在が問題となっている。ニートに関しては、様々な社会的背景があるだろうが、生きるには収入を確保しなければ始まらないという現実感が欠如しているように感じられる。生きるために、お金をどううまく使うべきか考える機会がほとんどないというのが現状ではないだろうか。

しかし金融環境が大きく変化し、今日ほど自己責任で金銭管理をしなければならない状況はないのではないか。カード決済やネット決済の多様化がすすみ、誰でも簡単にローンが利用できる今日、金銭管理に無関心では、予期せぬ生活破綻を招くことさえあり得ぬことではない。基本のしくみを理解しないままに、メリットに目を奪われがちになり、ともすれば無計画に利用する傾向は少なくない。

研究会の議論で、多重債務に陥った人にもう少しの知識があれば、そこまでには至らなかったはずという指摘があった。利息とか利率について、もし高校までの段階で教えられていたならば、有効な選択ができたのではないか。中学の数学で、食塩の濃度の計算はあっても、利息の計算はない。今日では住宅ローンやカードローンを使わない家は少ないのであり、学習内容を抜本的に変えていく必要がある。

金銭管理問題に関わる学習の場を確保することは、今一番求められていることではないか。金融自由化で金融商品は多様化し、ビジネスチャンスとして販売攻略に手段を選ばぬ業者も出現して、投資から保険、ローンまで、金銭トラブルも一般化してしまった。

基本はどういう生活を実現させたいのか、そのためにどのような手段で貯蓄し、借り入れ、保険をかけ、投資を検討するか。現在と将来の自らの生活のためにマネー戦略を立てなければならない世の中なのである。現代人にはいざというときの備えも不可欠である。

消費者センターなどが主催する出前講座では、高齢者の集まりや学校などにも行くが、いま実際に行われている講座自体は不当請求や、リフォーム商法など悪質商法に偏っている。消費者センターでは金銭管理の基本をおさえる教育を展開する基盤があまりない。

ただし、資産管理に関する講座等のニーズは増えており、一部の消費者センター等では通信講座や単発の講座で「金銭トラブルと資産管理」等のテーマで実施している現状もある。

資産管理についてはもちろん、金銭管理教育の場合は生活の基本であり、非常に基礎的な部分だから、何をどこまで扱ったらいいかということのノウハウの蓄積がまだないから

展開が難しい。

金銭管理教育は従前は家庭で行われていたが、今日では、家庭の教育力が落ちてきてしまい、金銭管理教育も抜け落ちてしまった。親子のコミュニケーションの機会が少なく、あっても進学のことのみというデータもある。家庭によっては、教育する側の親自身の金銭管理の感覚が怪しく、本当にお金をかけるべきものは何か、自分が必要とすべきものが何かを把握できないケースも見受けられる。

## (2) 米国の例に学ぶもの

アメリカのような合理主義のお国柄では、金銭教育、消費者教育、金銭管理教育をダイレクトに様々な機関が提供して、それが学校に受け入れられる土壌がある。それは最も優先順位の高い教育で、限られたお金という資源を、自分のゴールに向かって有効に使うためのもので、大人になる前に身につけようという考え方がある。

米国では業界団体が金融教育機関であるジャンプ・スタート（JumpStart 本部ワシントン）を作り上げ、金融業界のCSRと考え、率先して青少年のための金銭管理教育活動を展開している。

米国の消費者教育テキストでは、最初は価値やゴールの話から始まる。そして、あなただったらどういう優先順位をつけますか、というような具体的なものから入ってくる。ところが、日本の様々なテキストは、いきなり契約の大切さ、権利と義務というような基礎理論の学習になる場合がほとんどである。今ある現実に対して、どう教えていくかというのは非常に難しいが、学習内容の展開に工夫がないと、ベーシックな記憶や理解に結びついていかない。今の自分にとって何が必要、何が不必要かということを考えさせていくことは大切だ。

米国政府では、ファイナンシャルリテラシー・エデュケーション・コミッションを2002年に財務省が立ち上げた。ジャンプ・スタートや全国金融教育協議会（NEFE 本部デンバー）が定着しつつあるが、さらに金銭管理教育をもっと全米に広めていかないと経済発展はないという意識がある。だからこそ、金融教育を、政府をあげて進めていこうと、最近になって法律までつくり、年に4回会議を開くことを決めた。日本も一連の連銀や財務省の動きを参考にすべきであろう。

現在の日本（特に政府レベル）では金銭管理教育について国をあげての課題とする認識がやや薄く、この点の意識改革はぜひ必要といえよう。

## 2. 教えるべき金銭管理教育の内容、レベル

具体的に、金銭管理教育として何を教えるかという部分は非常に難しいが、現代の金融経済環境にあって、カリキュラムとして示しうるものを確定しなければならないことは必須である。これまでの委員会の議論を整理すると以下のようなになる。



### (1) 相談・調停現場から

多重債務者の相談に応じる中で、相談者のお金の使い方を見ると、自分というものを持っていないためか、何が今自分に必要なのか優先順位を得られていないと感じることが多い。お金の使い方、使う先の優先順位、つまり価値観がまったく固まっていない。消費生活に必要な知識だけではなく、自分という人間と向き合うことが必要である。

相談現場においては、相談相手が窮地に陥った時、「どこに相談すればいいのか？ 誰に相談すればいいのか」を知らないことが状況を悪化させてしまっている。

「間違った知識に怯えている相談者」が後を絶たない。何より大切なのは「同じ事を繰り返さない=再発の防止」であることから、この時を、相談者が消費者教育・金銭管理教育に触れる絶好の機会と捉え、正しい情報の提供こそ必要だと考える。

利息の計算ができること（知識）は、金銭管理教育を考えた時、必要だと痛感している。しかし、利息の計算ができることが、窮地に追い込まれた時、誤った道に進まないかということ「歯止め」にはなるとしても、実際には、置かれた環境や、絡み合う事情から、「そうせざるをえない現状」との心の葛藤がある。そのことをもはね退け、回避するためには、やはり、いろいろな意味での「勇気」や「現状を冷静に認識する力」が必要だと考える。以上のことから、金銭教育の前提に「生きる力を養う教育」が必要だと考える。

多重債務者の中にはまったく情報を持たず、自分で情報を求めようとしもない、情報を提供しても自らそれを活用して解決しようとしもない、すべて自分のためにある情報としてとらえられない、といった債務者が多い。一方、悪質な債務整理屋などの情報に飛びつき、さらに深みに落ち込む債務者などもある。

### (2) 検討課題

年少者から高齢者にいたるまで、どの段階でどのくらいの理解が必要か、どういう場で学習すべき内容を提供していくか。

単に知識を提供すればいいということではなく、悪質商法に関する演習などの実践的な活動の中で、契約の対象となる商品等の価値や内容に対して、支払い代金が妥当であるかどうか、またローンやクレジット契約の仕組みや使い方を理解させていくことが必要である。

価値観・態度形成を具体的にどのレベルで展開させていくべきか。

学校教育、地域教育、家庭教育、社会教育という様々な場を通じての、金銭管理教育のあり方を整理しておく必要がある。

実際に金銭管理教育を実施する場合、どの程度のレベルが必要かについての判断は難しいが、わかりやすいこと、まさに基本的なことを伝える必要がある。また、繰り返し伝えることが大切である。一度聞いただけではなかなか頭に入らない。

消費者として生きていく上で関わるであろう問題の解決場所等の情報提供なども「最低限の情報提供」の一つ。また、保証人や住民票の意味なども理解させる必要があるのではないか。

氾濫する情報の中で、情報を「収集」する力、必要な情報を「選択」する能力、その情報を「活用」する行動力を身につける必要がある。

多重債務の渦中にある人たちに対する生活支援、自立支援のための教育活動の必要は言うまでもない。家計診断や家計簿の収入・支出の洗い出し、支出の削減などを具体的に指導していくことが欠かせない。また、当人が精神的に非常に動揺している、あるいは自信を失いかけている、失っているという事情があるわけで、心のケアが非常に重要な部分となる。当人が自尊心を回復していくためには、どのような支援が必要なのか具体的に考えることが肝心であろう。

教育の方法は、単に知識を注入するという方法でなく、参加型のワークショップやアクティビティを駆使する必要があるだろう。高校教員の報告にもあったが、単にこれとこれを覚えなさいということではなく、楽しく、活動を伴った形で体験的に学習ができるようなものが望まれる。

消費生活センターの相談員も、現在では全国で年間 180 万件という相談をこなしていて手一杯である。金融機関なり業界こそが、問題を生み出した責任もあるゆえに、金銭管理教育にも力を発揮すべきであろう。金銭管理教育について、業界としての社会的責任を果たすことも、金融業界の社会的認知を高める方法ともなる。

インターネットを活用したインタラクティブな教育手法（e-ラーニング）の開発も興味を得やすいものとなるだろう。

以前から日本人に今ひとつ不足しがちなのは、自分のために「生きたお金」を使えているかという点だろう。とくに最近の若い人は他人のこのみを見ては、他人と比較することばかりで、自分自身と向き合って対話することが苦手なのである。自分という人間が、お金というものをどう捉えているのか、自分の価値観、自分の生きていく上での優先順位というものと、正面から向き合うことから入るべきで、これこそが金銭管理教育であり消費者教育の基本である。

具体的な教育内容については、今後この分科会でさらに検討を重ねてゆくことになるが、現実的な個々人の金銭管理を考える際、画一的な方法は効果が薄いと考える。

金銭に限らないかもしれないが、管理にかかわる能力は、理屈を語るだけではそれが頭で理解できても、行動にはどうしてもつながらないことも多い。

この点に関しては、カウンセリングの現場から得られる情報をもとにしたがらの個々人にあった教育・啓発内容が工夫されるべきであろう。つまり、基本となる教育・啓発内容は同じであっても、対象者によって、重点的に教育・啓発される内容や手法は異なることが必要だろう。ほとんどの人は、多重債務に至る「危険な因子」を生活行動に含んでいる。

それをいち早く自覚させ、危険を回避できるよう、そして前向きな（危ないから、お金を使うなということでない）その人にあった金銭管理を促せるように考えるべきである。

### 3．金銭管理教育者資格の検討

金銭管理教育を担う人を育てるか、ある程度の基本的なレベルまで養成する方法を考える必要がある。また、積極的に金銭管理教育を普及・推進させることによって、様々な層で教育の機会を持つことが期待される。その論点を整理すると、以下のようになる。

金融教育推進法のような法律をつくり、金融教育指導者、金融教育推進委員、金融教育アドバイザーなど、人材を育成、派遣できるようなシステムを構築する必要もある。

その前提として、金融業界が認証する形式や、NPO が認定する方法などを検討し、金融教育指導員（仮称）を養成していくことが望まれる。

認定を受けた金融教育指導員を学校や社会教育の場に派遣して普及をめざす方向が考えられる。

小中高の教員の知識が、金融教育からあまりにもかけ離れていることを考えれば、教員養成の大学の中で金銭管理教育の科目（例えば「金融消費者教育」等）を新たに作り、単位を取らないと教員免許を取れないといったシステムも検討の余地があろう。ただし、その場合、金銭管理教育のしっかりとしたカリキュラムを策定する必要がある。例えばこれまでに、「生徒指導」という科目が新たに入ったが、社会的に必要ということから、教職専門科目にも必要ということになれば、新規導入も考えられないことではない。しかし、前提として、教科、カリキュラムとしての安定性が要求される。

これらは、やや時間がかかる課題ともいえるが、現実を考えた場合あまり悠長な進展では効果が薄くなってしまふことを認識すべきであり、できるところから始めることが肝要である。

最近のニート問題では、特に厚生労働省などが地方の労働行政等で自立支援塾のようなものをつくり、政府としても予算をつけて動きつつある。こうした動きと絡み合わせることができないか可能性を探ることも意味があろう。働く気のない若者は、当然に金銭管理教育も受けず、自立のためのノウハウも身につけていない。金銭管理教育では、自らの手で金銭を稼ぎ、稼いだからこそ得た金銭を有効に使おうと考えることにつながるものなのである。

### 4．関係者のネットワーク作り

学校教師、消費生活センター、消費者団体、業界団体、NPO、ファイナンシャル・プランナー、金融庁などとの協力関係をどう作っていくか。それぞれの機関がこれまで取り組んでいることを再確認し、その中での金銭管理教育を推進していく上で必要なネットワー

クのあり方を検討する必要がある。

金融庁では今年、金融経済教育懇談会を立ち上げた。これからは、消費者問題や金融に関する教育などに前向きに真剣に取り組みたいと行政サイドも考えている。中高生に向けたパンフレットや副教材などの作成、普及にも、ようやく一昨年あたりから取り組み始めた。

担い手ということで議論があったが、確かに金銭管理教育は小学生から社会人、お年寄りまでと対象が広い。高齢者は、特に比較的多くのお金を持っていることも多く、啓発対象の柱のひとつであろう。

以下、論点を整理する。

教育を担うのは現場の教員なので、いかに現場の先生方にコンタクトをとって、金銭管理教育推進運動を広げていくかが鍵となろう。

地域には民生委員がいて、お年寄りなどの困った人の生活を見ているが、民生委員に消費者教育をするという試みもこれまでに若干ではあるがみられるようである。民生委員の側から消費者センター等へのアクセスも急増してきている現実がある。高齢者をターゲットとするリフォーム商法の問題などがあり、近年関係性が深まっている。

今後は、広く資格制度や金融教育推進法などについて可能性を追求していくと同時に、現在、立法化が検討されている投資サービス法などの議論の中で、金融教育を明確に位置付ける方向も考えられよう。

金銭管理教育をめぐる金融行政、消費者行政、学校関係、業界団体や消費者団体などの広範なネットワークづくりが大切になる。

ネットワーク作りで基本的に大切なことは、多くの関係者が参入すると同時に、それぞれの守備範囲（啓発対象、分野などの）の間に「すき間」をつくってはならないということである。むしろ、相互理解のうえ守備範囲に若干のオーバーラップをとまなうぐらいの体制づくりが大切である。さらに関係者の誰にコンタクトをとっても必要な情報やサービスなどにたどり着けるように全体の連携を整えることも不可欠である。

## 5. 金銭管理教育推進の社会的アピール

お金の話という基礎教育の必要を、まず広く一般に伝えるということが問題意識形成につながる。例えば、金融教育（金銭管理能力）検定試験を実施して、一定のレベルをつけていく試みも動機付けに繋がらう。同時に、親も巻き込んで一緒にやってみませんかという流れをつくるのも一法である。お金の使い方というのは、どういう生き方をしたいか？ということと結び合っている。どういう価値観をもって、どんな人生を送りたいかということの原点にも関わるテーマである。

これまで、わが国では長い間、お金のことを話すのはハシタナイと敬遠されてきた。し

かし、今後は消費者関連団体や NPO などとの積極的なネットワークの中で、経済やお金に関して、生活と切り放せない大切なものであるということを、しっかりと一般に伝えていかなければいけない。自己責任社会と喧伝される中で「知らなければ大変な世の中になってしまうんだ」ということを、強調しすぎるくらいの勢いで伝えていくことが必要である。

架空請求にのせられて、100 万円を支払ってしまうというケースなどをみると、そうした被害に陥ってしまうのは、本当に必要な人のもとに確かな情報が届いていない世の中であることの証左と思われる。すなわち消費者教育、金銭管理教育を小さい時期から始めていかなければいけない。

金銭管理教育は、その大切さにもかかわらず、非常に地味な分野ともいえる。同じお金に関するテーマでも、投資、マネーゲームといった戦略的なものに比べ、政府をはじめ、各方面が本気で扱おうとする動きが乏しい。ある意味、できてあたり前であるし、それ自体が経済を活性化させる動きとも受け取られてはいない。マスコミの一般的な注目度も高くなく、あまりニュース性のあるテーマと認識していないのではないだろうか。

小学生が株取引を勉強するのは注目されても、金銭管理（お金の使い方）を勉強してもニュースにはなりにくいといえる。この地味さを十分認識しつつ、関心、注目を集めるような仕掛けでアピールを工夫する必要があるだろう。また、今の世の中では、お金の使い方、買い物の基本からクレジット、投資にいたる金銭管理全般にわたる素養を身に付けることが不可欠であることを周知させたい。

## 6．今後の課題

多重債務等の金銭トラブルを未然に防ぐための消費者教育（金融教育）と、問題の渦中にある債務者へのカウンセリングによる生活再建支援活動は全く別個の様相をもちながらも、相互に関連性の深いものと考えられる。米国の 2005 年の破産法改正においても、債務者へのカウンセリングと債務者教育が同時に法で義務づけられるなど、いずれの活動も多重債務者問題を解決し、消費者信用制度の有効活用を図るためにも不可欠な営為である。

今後、個人の金銭行動とカウンセリングとの連動性に関する研究や、教育とカウンセリングをどのようにタイアップさせていくのかに関する研究、さらには消費生活センターや弁護士会、司法書士会、金銭管理カウンセリング事業団、クレジットカウンセリング協会、消費者団体、NPO など相談機関が担っている教育機能を、改めて精査する必要がある。

### 当分科会におけるヒアリング概要

高校公民科と金融教育の現状（都立西校教諭 新井 明 氏）

高校の公民科においては、「経済」に実質的に年間 20 時間とれるかどうかというのが現状。その中で、市場のメカニズムやマクロの経済政策や景気の話もして、財政や金融の話もして、ということになると、消費者問題や身近な金融問題を教える時間的な余裕はほとんどない。

金融教育を私なりに3つに分けてみた。1つ目は、教科書に依拠した、いわゆるマクロが中心の金融教育。2つ目は、今注目されている株式、証券、パーソナルファイナンス等を切り口にした金融教育。3つ目は、カード、ローン等を切り口にした消費者教育からの金融教育。

これに対して高校の教員のアンケート結果が金融庁のホームページにアップされているが、結論的に言うと、高等学校で金融教育は大切だということを回答した教員が約8割。ただし、それを実際にこれからやろう、積極的に行いたいというのはだいたい3割。現実にやっていると回答しても、先ほどの1、2、3のケースでいうとだいたい1つ目、よくて3つ目。必要性と実態との間に、温度差がかなりある。そういう実態の中にどう切り込んでいくのかということが課題になる。

新たな動向ということで話をすると、現在の学習指導要領の見直しを文科省が始めた。いわゆる消費者教育の中の、特に金銭教育的な部分に関してはまだまだ不十分なのではないか。それらを体系的に、小学校の段階から入れる必要があるのではないかと、ということが見直しの場で課題としてあがっている。

そういう意味では、それぞれの関係者、民間団体、学校関係も含めて、こういった動きを読んだ上で、受け皿をきちんとつくっていく必要があるのではないかと。

個人的には授業ではできるだけアクティビティ（実践）の要素を入れて行うように努力しているが、常にアクティビティとか、いろいろな活動を取り上げることができるかというと、残念ながらできない。

今までの日本の社会科教育、公民教育の中でお金や金融を扱う場合は、マクロの問題か、あとは心構えの問題になってしまう。それを「私」の視点、ミクロの視点で、科学的かつ合理的に内容構成できるかどうかということが、金融教育の新たな展開という意味では必要になるし、次回の学習指導要領の大きな課題でもあると思っている。

その観点から提言として2点挙げる。1つは、パーソナルファイナンス的視点からの教科の組み換え。もう1つは完全分業体制に持ち込む、つまり中学校の社会科と高等学校の現代社会が接続をした形で、お金に関する一番基本的な知識を実感として身につけさせる。それと同時に、制度や知識をたくさん教えるよりも、概念を叩き込む。

彼らが社会人になった時に最低限必要な、いわゆるスキルとしてのお金の使い方も教えなくてはいけないが、ある意味では、それ以上にアカデミックなかたちで、大切な概念を教えていくほうが生徒にとっては大事かと思う。ただ、それですべてが解決するわけではない。高校を卒業する前から、市場経済の大波のなかで沈没してしまう子もたくさんいる。それは職業教育の観点から言えば、ニート問題とか、フリーター問題になるのだが、そういう切実なテーマを抱えているところには、やはり先ほどのパーソナルな視点が大事なのではないかと思う。なかなか難しい領域だし、経済教育に関心はあるけれども、経済を勉強したことがない先生が多い世界なので、今後の受け皿づくりも含めてまだまだ努力が必要だと思っている。

社会福祉士からみたホームレス問題（社団法人東京社会福祉士会副会長  
社会福祉士 戸田 由美子 氏）

ホームレスの定義というのができたのは、平成 14 年。当時、厚生労働省が 5 年という期限付きで「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定した。その中で、ホームレスの定義として「ホームレスとは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう」とした。

これは日本の定義だが、諸外国、特にヨーロッパやアメリカでは、ホームレスというのは本当に野宿している人だけではなく、長期入院をしている人、更生施設や宿泊所など、屋根があってもホームのない人たちを含めてホームレスという。イギリスなどはかなりホームレスの数が多いいわれているが、日本でも同じようにみたら、日本の方が多いかももしれない。ホームレスというのはこのように「状態」をいうのであって、ホームレスという人種がいるわけではない。だから「状態」を脱すればホームレスではないのだが、今だに元ホームレスといった差別が強い。そういう偏見の中で、なかなか自立していけないという実態はある。

ホームレスの年齢はいつ調査しても、だいたい 50 歳から 65 歳くらいの人たちが中心になっている。東京は 65 歳以上を過ぎると、働けない年齢だということで、大体無条件に生活保護を受けられるので、そういう意味でホームレスは少なくなる。

収入は、月 5 万円未満の人が無収入という人も含めて 7 割から 8 割くらい。本当に無収入の人が食事をどうしているかというところ、炊き出しを巡り歩いたり、コンビニやレストランで残り物をもらうなどしている。路上に至る前の仕事は、これは全国も東京だけを見ても、建設関係が多い。路上生活に至った理由としては、仕事が減った、収入が減ったということ。

東京都 23 区の中で、仕事のための自立支援センターをつくっているが、それを利用したい人は 3 分の 1 くらいしかいない。利用したくない一番の理由は、規則がある、拘束されるのがイヤだということ。また、公園でテントを張っている人などは、そういうところに入ると全部撤去しなければいけなくなるので、万が一仕事が見つからなかった場合に、戻る場所がないということもある。でも、みなさん希望としては、就職してちゃんと働きたいという気持ちを持っている。

「ホームレス地域生活移行支援事業」は、東京都 23 区では、平成 12 年から自立支援センターができて、平成 13 年に緊急一時保護センター、いわゆるシェルターができた。流れとしては、緊急一時保護センターにまず入って、体を休め、健康診断をして、社会福祉士などが面接をして、アセスメントをする。緊急一時保護センターの窓口は福祉事務所。相談に行ってもそこに入るとい流れなのだが、生活保護を受けられるわけではない。

緊急一時保護センターを経て、仕事ができるだろうと判断された人が自立支援センターに行く。緊急一時保護センターは 1 ヶ月間で、その後自立支援センターへ行くと、こちらは 2 ヶ月。そこに住民票を置くという形になる。住民票を置くことを嫌がる人もいるのだ

が、それは借金があるから。住民票を置いたとたんに督促がどっと来る。

昨年（平成 16 年）の 6 月からは「借り上げアパートの地域生活支援事業」という試みが立ち上がった。自立支援センターの対象者と、最初から生活保護の対象者は除いて、一応誰でも入れるようになっている。アパートに移って見たら、最初行きたくないと言っていた人もやっぱりアパートの生活がよくて、家賃だけはなんとか払いたいという。あとは就労については個人ではなかなか難しいので、アフターフォローの必要性をととても感じる。

ホームレスの人で、借金を抱えているという人は非常に多い。なぜそうなったかというところ、やはり遊興費に使って、近くの消費者金融で 1 回借りたのがクセになって、というパターンが多いように思う。

また、路上生活をしていると、もとは銀行や郵便局の口座を持っていたのに、荷物を盗まれて通帳やキャッシュカードを盗られてしまったり、運転免許を持っていてもお金がなくて更新できないので失効してしまっていたり……と、身分の保証をするものが何もない。銀行口座の新規開設もできないので、そのまま口座がもてないでいると、現金を全部自分で持っているしかない。そうすると結局、楽しみのほうにお金を使ってしまうようになる。とにかく、住民票がないと仕事を見つけられないので、何とか住民票だけは作ってもらいたいと思う。



## ． 2年目の研究活動に向けて

### 1．論点整理と今後の活動

各分科会の中間報告にあるように、問題点と検討課題は以下のように整理されよう。

#### 【問題点】

##### 第1分科会

- ・多重債務問題に関する相談機関の十分な情報が、相談者に向けて提供されていない。
- ・多様な消費者の要望に応ずる相談員に、必要かつ十分な資質が備わっているか。
- ・多重債務問題は債務整理の対応を必要とすることが多く、一般の相談機関の場合、弁護士法に抵触することになる。

##### 第2分科会

- ・多重債務問題を取り扱うことが、弁護士と司法書士にとってビジネスとして成り立つようになり、本来の生活再建を飛び越えて債務整理の処理のみに走る傾向がみられる。
- ・消費生活センターでの相談現場は多忙を極め、面談を必要とする多重債務問題に対して回答を見出しかねている。
- ・合理的経済人を前提とする標準的な経済学では、過剰債務現象やカウンセリング、教育プログラムの必要性は整合的に説明できない。
- ・債務整理、消費者教育、心理ケアに携わる関係者は高い技術を持ち合わせていながら、十分なカウンセリングを行えていない。

##### 第3分科会

- ・金銭管理教育は生活の基本であり、基礎的な部分であるため、何をどこまで扱ったらよいかノウハウの蓄積がないため、展開が難しい。
- ・窮地に陥った相談者は、どこの誰に相談していいか分からなくなり、さらに状況を悪化させることがある。
- ・間違った知識におびえている相談者が多い。
- ・特に法定でみる多重債務者は、まったく情報を持たず、また求めようもしない。あるいは現状の厳しさのあまり無気力になっているのか、情報を提供しても活用する行動力に欠けている。

#### 【検討課題】

##### 第1分科会

- ・相談機関のネットワーク化を目指した、実態把握と相談機関の情報提供方法の研究。
- ・相談機関の相談員に求められる資質の検討。
- ・相談員の資質を担保する制度、すなわち資格化の検討。

##### 第2分科会

- ・多重債務問題の真の解決は、再び多重債務に陥らせないことという観点で、法律家との

連携による、カウンセリングと法的処理を関連付けた制度の検討。

- ・心理カウンセリングスキルと生活設計スキルを持った相談員の養成。
- ・行動経済学を通じた債務カウンセリングや消費者啓発活動の意義の明確化。
- ・フィナンシャルカウンセリングの定義の確立。
- ・カウンセラーに求められる資質、技法の研究。
- ・カウンセラーを養成するための具体的な方法論の研究。

### 第3分科会

- ・学校教育、地域教育、家庭教育、社会教育といった様々な段階と場に合った学習すべき内容の研究。
- ・多重債務の渦中にある人に対して、心のケア、すなわち自尊心の回復のための支援といった観点での教育活動の研究。
- ・広く金融機関の業界は、金銭管理教育においても力をより発揮すべき。
- ・インタラクティブな教育手法の開発。
- ・金融管理教育の担い手の養成。
- ・金銭管理教育関係者のネットワーク作り。
- ・投資教育などに比べ金銭管理教育は非常に基本的であるだけに地味な分野である。様々な機会を捕らえ金銭管理教育推進の社会的アピールが望まれる。

以上のような論点整理に基づいて、後半1年間のFCFの活動を、より実践的かつ実現可能性の高い提案を最終報告書においてできるよう務める。具体的には、学校現場での金銭管理教育の実践によるデータ収集、ネットリサーチ等の方法による消費者の意識調査等も視野に入れて研究活動を進める。

## 2. 分科会の再編

消費者救済のインフラ作りを目指して2004年10月にスタートしたFCF研究会は、1年余にわたる研究活動を続けてきた。便宜上、インフラ作りの範疇を3つに分け、それぞれのテーマに基づいて3分科会が活動を続けてきたが、もとよりいずれのテーマもそれが他の分科会のテーマと分離したものではなく、密接に関連し合うものである。

特に、第1分科会においては、多重債務者相談機関のネットワーク化の議論の中で、相談機関における専門家の標準化のための資格化が必要ではないか、そのための資格の内容、要件等の研究が必要という方向が出され、第2分科会では、外部に向けて発信できるフィナンシャルカウンセラーの定義、カウンセラーの技法、資質等についての研究が課題として挙げられた。

ここにおいて、共通のテーマが浮上してきた点を鑑みて、第1分科会と第2分科会を一つの分科会として、残り1年は活動を続けることにする。また、各分科会のより実践的な研究活動を進めるべく、委員の増強もはかり2月早々から後半の研究会をスタートする。

2006年1月23日

フィナンシャルカウンセリング研究会（FCF）発行

後援：JCFA（日本消費者金融協会）

金銭管理カウンセリング事業団

協力：日本消費者カウンセリング基金